

広組財第 79 号
令和 7 年 3 月 31 日

湯沢雄勝広域市町村圏組合 管理者 佐藤 一夫 様
湯沢雄勝広域市町村圏組合議会 議長 高橋 肇 様

湯沢雄勝広域市町村圏組合
監査委員 川 崎 茂
監査委員 佐々木 修

令和 6 年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 292 条において準用する同法 199 条第 4 項の規定に基づき、令和 6 年度定期監査を実施したので、その結果について同条第 9 項の規定により次のとおり報告する。

令和6年度 定期監査の報告

1 監査の実施期日

令和7年3月7日（金）

2 監査の実施場所

湯沢雄勝広域市町村圏組合消防庁舎 講堂

3 監査の対象

組合管理者部局及び消防部局の全部署

- (1) 職員等の配置状況
- (2) 予算の執行状況
- (3) 本年度の主な事務事業執行状況
- (4) 補助金、交付金その他財政援助費の執行状況
- (5) 主な契約の執行状況
- (6) 施設管理運営協定の状況
- (7) 備品の受入及び払出並びに保管状況
- (8) 公有財産の取得及び処分、貸付等の状況
- (9) 現金及び郵券の取扱い状況

4 監査の範囲と観点

(1) 監査の範囲

令和6年4月1日から令和6年12月31日まで

(2) 監査の観点

- ① 予算の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- ② 収入の確保が適正に行われているか。
- ③ 事務事業が計画的かつ経済的、効率的に執行されているか。
- ④ 安全対策への取組みは十分に行われているか。

5 監査の方法

湯沢雄勝広域市町村圏組合監査基準及び令和6年度監査計画に基づき、監査資料の書類審査及びヒアリング等により行った。

6 監査の結果

上記1から5までに記載のとおり監査した限りにおいて、監査対象の事務については概ね適正に執行されていると認められる。

本年度の定期監査における所見は、下記(1)から(6)に記載のとおりである。

なお、今回の監査資料において、本年度における新たな取り組み、主要事務事業の計画等についての記載内容に統一感がなかった。また、誤記入や記載漏れ等も散見された。

本様式による定期監査初年度でやむを得ないところもあるが、当該年度の政策事業については必ず記載するなど、次年度以降、記載する内容等について整理をお願いしたい。

(1) 予算執行について

消耗品の購入について、各所属で必要な時に必要な量を購入しているようだが、経費削減と事務の負担軽減の観点から、共同調達についても検討をお願いしたい。

予算編成については、新年度予算から一般行政経費に上限を設定し、予算査定効率化が図られたようであるが、それぞれの担当部署で費用対効果の分析や、事業の見直し等改善が図られることでより効果が期待できるものであり、適宜見直しながら来年度以降も継続して取り組んでいただきたい。

(2) 契約について

随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外で、競争入札によることが不利益な場合や客観的に困難であると認められる場合に採用できるものであるが、往々にして契約額が高止まりの傾向にある。

今年度、工事等業者選定、物品調達等に関し、組合構成市町村と指名参加者名簿の共有について調整したようであるが、指名参加者数の増加が期待され、競争性が担保されることから、適正な価格での契約につながることを期待したい。

(3) 物品管理について

財務規則第217条では、「物品管理者は、その所管に属する備品及び動物につき、物品台帳を備えて記録し、常にその状況を明らかにしておかなければならない。」とされているが、物品台帳そのものが存在しない部署も見受けられた。

日頃の備品の購入及び廃棄のほか、譲渡、所管課の変更など、物品の管理については改めて財務規則を確認し、規定に沿った適正な管理を徹底されたい。

(4) 現金の取扱いについて

現金の取り扱いについては、事故や誤りのないよう管理に万全を期していただきたい。

現金受領時に複数の職員で確認することが最も効果的であるが、限られた職員体制の中でそれが難しい場合でも、金融機関への納付までのいずれかの段階で一度は複数職員の確認を経るなどダブルチェックの意識付けはしっかり行っていただきたい。

なお、一部施設において、つり銭を委託業者が立て替えている事例があった。必要なつり銭等については、出納員をして適正に処理されたい。

(5) 施設のあり方について

養護老人ホーム愛宕荘について、湯沢市が指定管理者となっており、現在の指定管理に係る協定期間は令和7年度末までとなっている。また、今年度の入所者数は定員100人に対し、60人である。

運営に関しては指定管理者である湯沢市の判断となろうが、入所者数の状況からも、次期指定管理に向けては、今後の施設のあり方に関する構成市町村の検討等を踏まえた対応を求めるものである。

(6) むすび

少子高齢化や人口減少の進行に加え、エネルギー価格や物価の高騰等、当組合を取り巻く環境は大変厳しく、実施する事務事業への影響も大きい。そのような中で、事業費の8割以上を組合構成市町村の負担金に頼っており、有利な財源を確保することはもちろんであるが、最小の経費で最大の効果を上げる財政運営に職員一丸となって取り組んでいただきたい。

職員の状況を見ると、特に事務局部局においては、年齢層に偏り等がみられ、湯沢市からの職員派遣も常態化している。今年度から、組合構成市町村も含め広域行政のあり方について検討を開始したようであるが、組合が設立されて半世紀が過ぎ、負担金のあり方を含め、今後について検討を要する時期にきているものと考えられる。

当組合が実施している行政サービスは、どれも圏域住民にとって欠くことのできないものであり、手遅れとなる前に丁寧に検討を進め、安全かつ確実に業務が継続されることを願うものである。